

## 執行官の手数料の配分等に関する規約

平成11年6月2日承認

### (目的)

第1条 この規約は、執行官相互の経済的基盤を確保することにより、執行官の事務処理の態勢を全国的に充実強化し、もって執行官制度の社会的使命を達成するため、執行官の手数料の配分等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 不動産等売却手数料 執行官法（昭和41年法律第111号）第7条及び第8条第1項第6号に規定された手数料のうち、不動産（民事執行法（昭和54年法律第4号）第43条第2項の規定により不動産とみなされるものを含む。）、船舶、航空機、自動車及び建設機械並びに鉱業権及び漁業権等の不動産と同一の取扱いを受ける財産権の売却の実施に係る事務の手数料（適法な買受けの申出がない場合の手数料を除く。）をいう。
- 二 全国配分制基金 全国の執行官相互の間において合同して配分するために、毎月1日から末日までの間に振り込まれる不動産等売却手数料の総額から、その月に売却許可決定が効力を失った等の理由により戻入した不動産等売却手数料の総額を控除した金額の10分の5に相当する金額をいう。
- 三 地方配分制基金 一の地方裁判所に所属する執行官相互の間において合同して配分するために、毎月1日から末日までの間に振り込まれる不動産等売却手数料の総額から、その月に売却許可決定が効力を失った等の理由により戻入した不動産等売却手数料の総額及び前号の金額を控除した金額をいう。

### (配分)

第3条 執行官は、配分金として、次に掲げる金額の支払を受ける。この場合において、その月に在職しなかった期間又は休職若しくは停職の期間（以下「非在職

期間等」という。)のある執行官がいるときは、その月の日数から非在職期間等の日数を控除した日数を、その月の日数で除して得た値をその執行官の数として計算するものとする。

一 全国配分制基金の総額を全国の執行官数で除した金額(以下「全国配分金」という。)

二 地方配分制基金の総額をその地方裁判所に所属する執行官数で除した金額(以下「地方配分金」という。)。ただし、特別の事情がある場合には、その合意により配分の割合を調整することができる。

2 前項の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、残金は翌月に繰り越すものとする。

(送金の手続)

第4条 執行官は、その所属する地方裁判所の本庁に勤務する執行官の中から、全国配分制及び地方配分制に係る事務を取り扱う者として、幹事執行官(以下「幹事」という。)を定める。

2 執行官は、その勤務する裁判所の歳入歳出外現金出納官吏に対し、不動産等売却手数料が幹事の指定する銀行口座に振り込まれるよう必要な手続を執る。

3 幹事は、毎月15日までに、別紙様式第1の送金書を作成した上、監督補佐官に、前項の銀行口座の通帳と共に提出し、送金書に計算等の誤りがない旨の確認印を受けて、これを全国配分制基金の配分に係る事務を実施する機関(以下「実施機関」という。)に送付する。

4 幹事は、前項に定める監督補佐官の確認印を受けたときは、直ちに、実施機関に対し、その地方裁判所における全国配分制基金の総額から送金に要する振込手数料に相当する金額を控除した金額を実施機関の指定する銀行口座に振り込む方法により送金する。

(全国における配分の手続)

第5条 実施機関は、毎月末日までに、地方裁判所ごとに、別紙様式第2の全国配

分金明細書を作成し、幹事に送付する。

- 2 実施機関は、前項の全国配分金明細書の送付と同時に、その地方裁判所の幹事に対し、その地方裁判所における全国配分金の総額（配分に係る事務費を除く。）を幹事の指定する銀行口座に振り込む方法により送金する。
- 3 実施機関は、毎月、配分実施後速やかに、前条第4項の銀行口座の通帳及び全国配分金明細書の各写しを添付して、配分の実施結果について最高裁判所に報告する。

（地方における配分の手続）

第6条 幹事は、全国配分金の送金を受けたときは、速やかに、別紙様式第3の配分金計算書を作成した上、監督補佐官に、第4条第2項の銀行口座の通帳及び全国配分金明細書と共に提出し、同計算書に計算等の誤りがない旨の確認印を受けて、これをその地方裁判所に所属する各執行官に送付する。

- 2 幹事は、前項に定める監督補佐官の確認印を受けたときは、直ちに、その地方裁判所に所属する各執行官に対し、全国配分金及び地方配分金の合計額（配分に係る事務費を除く。）を各執行官の指定する銀行口座に振り込む方法により送金する。

（実施機関）

第7条 実施機関は、日本執行官連盟とする。

付 記

- 1 この規約は、平成11年7月1日から実施する。
- 2 この規約は、実施日以降に歳入歳出外現金出納官吏から幹事が指定する銀行口座に振り込まれる不動産等売却手数料について実施する。
- 3 執行官が、この規約の実施前に歳入歳出外現金出納官吏から支払を受けた不動産等売却手数料を、実施日以降に戻入した場合には、この規約は適用しない。

(別紙様式第1)

送 金 書( 月分)

		確 認 印
送 金 額	③-④	円
不動産等売却手数料(①)		円
戻入手数料総額(②)		円
全国配分制基金総額(③)	(①-②)÷2	円
振 込 手 数 料(④)		円
執 行 官 数 (内 非在職者等の合計員数)		人 (内 人)

(非在職者等の内訳)

氏 名	在職又は勤務日数	員 数
非在職者等の合計員数		

※ 「非在職者等」とは、月のうち在職しなかった期間又は休職若しくは停職の期間のある執行官をいう。

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所幹事執行官    〇   〇   〇   〇   印

(別紙様式第2)

全国配分金明細書( 月分)

〇〇地方裁判所	
送金額 (執行官数)	円 ( 人)
1人当たりの配分金 (内 事務費)	円 (内 円)
1人当たりの送金額	円

(参考) 全国配分金総計算表

前月からの繰越金	円
全国配分制基金総額 (執行官総数)	円 ( 人)
配分金総額 (内 事務費総額)	円 (内 円)
翌月への繰越金	円

平成 年 月 日

日本執行官連盟代表者 〇 〇 〇 〇 印

(別紙様式第3)

配分金計算書( 月分)

		確認印
執行官名		
収入総額		①+② 円
送金額		③+④+⑤ 円
全国分	配分金① (内 事務費)	円 (内 円)
	送金額③	円
地方分	配分金② (内 事務費)	円 (内 円)
	送金額④	円
戻入手数料⑤		円

※ 各執行官に対する送金に要する振込手数料は、地方配分金の事務費に計上する。

(参考) 地方配分金総計算表

前月からの繰越金	円
地方配分制基金総額 (執行官総数)	円 ( 人)
配分金総額 (内 事務費総額)	円 (内 円)
翌月への繰越金	円

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所幹事執行官 ○ ○ ○ ○ ㊟